

## 令和2年度茨城県地域自殺対策緊急強化交付金事業費補助金交付要項

### (趣旨)

第1条 知事は、国から交付される地域自殺対策緊急強化交付金により造成する茨城県地域自殺対策緊急強化基金を活用し、地域における自殺対策を緊急に強化するため、民間団体が行う東日本大震災における避難者又は被災者向けの事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その補助金の交付については、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

### (補助対象事業等)

第2条 補助対象事業、補助対象経費及び補助率は、別表のとおりとする。

### (補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）を、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

### (補助金の交付決定の通知)

第4条 補助金の交付決定の通知は、補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

### (申請の取下げ期間)

第5条 規則第8条第1項の知事の定める期日は、前条の補助金交付決定通知書の送付を受けた日から14日以内とする。

### (補助事業の内容変更等)

第6条 第4条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該補助金の交付の対象となった事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとするときは、あらかじめ変更承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

### (補助事業の中止等)

第7条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめその理由を記載した書面により知事の承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき又はその遂行が困難になったときは、速やかに書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

#### **（状況報告）**

第8条 補助事業者は、知事が必要とする場合において、当該事業の事業遂行状況報告書（様式第4号）を作成し、指定する期日までに知事に提出しなければならない。

#### **（概算払）**

第9条 知事は、補助事業の円滑な遂行上必要と認めるときは、補助金交付決定額の90パーセント以内の額を概算払することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払を必要とする事由を記載した概算払申請書（様式第5号）を知事に提出するものとする。

#### **（実績報告）**

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業を中止し、又は廃止したときを含む。）は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

2 前条の規定により概算払を受けた補助事業者は、前項の実績報告書を提出する際に、概算払精算書（茨城県財務規則の規定による帳票の様式（茨城県告示第404号）様式第102号）を併せて提出しなければならない。

#### **（補助金の額の確定の通知）**

第11条 補助金の額の確定の通知は、補助金額確定通知書（様式第7号）により行うものとする。

#### **（財産処分の制限）**

第12条 規則第20条第2号及び第3号の規定により知事の指定する財産は、1件の取得価格が50万円以上のものとする。

2 規則第20条のただし書きに規定する期間は、補助事業により財産を取得した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）第1条第1項第1号に定める期間とする。

#### **（証拠書類の保存）**

第13条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、補助事業完了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

#### **（書類の提出部数）**

第14条 この要項により知事に提出する書類の部数は1部とする。

付 則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第2条）

補助対象事業	補助対象経費	補助率
<p>民間団体が行う地域自殺対策緊急強化基金管理運営要領（令和元年12月26日付け社援発1226第4号厚生労働省社会・援護局長通知，以下「管理運営要領」という。）第3に規定する緊急強化事業で次に掲げるもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>（1）対面型相談支援事業</li> <li>（2）電話相談支援事業</li> <li>（3）人材養成事業</li> <li>（4）普及啓発事業</li> <li>（5）強化モデル事業</li> </ul>	<p>管理運営要領第3に規定する事業ごとに定められた対象経費とする。</p>	<p>補助対象事業に要する経費の10/10以内。ただし，450千円を上限とする。</p>

(様式第1号)

番 号  
令和 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

(補助事業者) 住 所  
氏 名 印

令和2年度茨城県地域自殺対策緊急強化交付金事業費補助金交付申請書

このことについて、令和2年度茨城県地域自殺対策緊急強化交付金事業費補助金  
第3条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申し込みます。

記

1 補助金交付申請額 円

2 添付書類

令和2年度茨城県地域自殺対策緊急強化交付金事業費補助金所要額調書(申請)

3 補助金の受領方法

口座振替払

振 込 先	銀行	支店
預金種目・口座番号	1 普通      2 当座      3 その他 (      ) 口座番号 _____	
(フリガナ) 口座名義		

令和 年 月 日

令和2年度茨城県地域自殺対策緊急強化交付金事業費補助金所要額調書  
(申請・変更・見込み・精算)

1 補助対象事業の目的及び内容

2 補助対象事業に要する経費及び交付を受けようとする補助金の額

補助対象事業	補助対象経費		補助金	
	補助対象経費	積算基礎	補助金額	算出基礎

3 補助対象事業の着手及び完了の予定日

(様式第2号)

番 号  
令和 年 月 日

(補助事業者) 殿

茨城県知事 大井川 和彦

令和2年度茨城県地域自殺対策緊急強化交付金事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付け第 号で申請のあった令和2年度茨城県地域自殺対策緊急強化交付金事業費補助金については、茨城県補助金等交付規則第5条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので、同規則第7条の規定により通知します。

記

- 1 補助金交付の対象となる事業は、年 月 日付け第 号で申請のあった事業とする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合における当該補助事業に要する経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助事業に要する経費	金	円
補助金の額	金	円
- 3 補助事業者は、規則及び令和2年度茨城県地域自殺対策緊急強化交付金事業費補助金交付要項に従わなければならない。
- 4 知事は、補助事業者がこの補助金に係る規則、要項の規定に反した場合は、補助金の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(様式第3号)

番 号  
令和 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

(補助事業者) 住 所  
氏 名 印

令和2年度茨城県地域自殺対策緊急強化交付金事業費補助金変更承認申請書

年 月 日付け第 号で決定のあった令和2年度茨城県地域自殺対策緊急強化交付金事業費補助金について、下記のとおり変更したいので、令和2年度茨城県地域自殺対策緊急強化交付金事業費補助金交付要項第6条の規定により下記のとおり申請します。

記

1 変更の内容

2 添付書類

令和2年度茨城県地域自殺対策緊急強化交付金事業費補助金所要額調書(変更)



(様式第4号)

番 号  
令和 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

(補助事業者) 住 所  
氏 名 印

令和2年度茨城県地域自殺対策緊急強化交付金事業費補助金  
事業遂行状況報告書

年 月 日付け第 号で交付決定のあった令和2年度茨城県地域自殺対策緊急強化交付金事業費補助金について、令和2年度茨城県地域自殺対策緊急強化交付金事業費補助金交付要項第8条の規定により下記の書類を添えて報告します。

記

令和2年度茨城県地域自殺対策緊急強化交付金事業費補助金所要額調書  
(見込み)

(様式第5号)

番 号  
令和 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

(補助事業者) 住 所  
氏 名 印

令和2年度茨城県地域自殺対策緊急強化交付金事業費補助金概算払申請書

年 月 日付け第 号で交付決定のあった、令和2年度茨城県地域自殺対策緊急強化交付金事業費補助金について、令和2年度茨城県地域自殺対策緊急強化交付金事業費補助金交付要項第9条の規定により下記のとおり概算払を申請します。

記

1 申請理由

2 概算払申請額 金 円

※ 積算基礎がわかる資料を添付すること。

(様式第6号)

番 号  
令和 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

(補助事業者) 住 所  
氏 名 印

令和2年度茨城県地域自殺対策緊急強化交付金事業費補助金実績報告書

年 月 日付け第 号で交付決定のあった令和2年度茨城県地域自殺対策緊急強化交付金事業費補助金について、令和2年度茨城県地域自殺対策緊急強化交付金事業費補助金交付要項第10条の規定により下記の書類を添えて報告します。

記

令和2年度茨城県地域自殺対策緊急強化交付金事業費補助金所要額調書(精算)

(様式第7号)

番 号  
令和 年 月 日

(補助事業者) 殿

茨城県知事 大井川 和彦

令和2年度茨城県地域自殺対策緊急強化交付金事業費補助金額確定通知書

年 月 日付け第 号で実績報告のあった令和2年度茨城県地域自殺対策緊急強化交付金事業費補助金については、茨城県補助金等交付規則第14条の規定により下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

補助金の確定額 金 円